

(証券コード 7721)  
2020年6月10日

株 主 各 位

東京都大田区南蒲田2丁目16番46号

# 東京計器株式会社

取締役社長 安藤 毅

## 第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日)午前10時  
2. 場 所 東京都大田区南蒲田2丁目16番46号  
当会社本店会議室

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 3. 目的事項

- 報告事項**
- 第89期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第89期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 第89期剰余金の処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 監査等委員でない取締役3名選任の件  
**第4号議案** 監査等委員である取締役2名選任の件  
**第5号議案** 監査等委員でない取締役の報酬制度の改定の件

#### 4. 議決権行使についてのご案内

代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任する  
場合に限られます。その際は、株主様ご本人の議決権行使書面とともに、代  
理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提  
出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インター  
ネット上のウェブサイト (<http://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/7/7/7721/soukai.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類  
には記載しておりません。

##### ① 事業報告の以下の事項

###### ○会社の体制及び方針

- ・業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針

##### ② 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記（連 結計算書類の連結注記表）

##### ③ 計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記（個別注記表）

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を、それぞ  
れ作成するに際して監査した書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもの  
他、上記のインターネット上のウェブサイトに掲載された事項（監査等委員会  
は①、②及び③、会計監査人は②及び③）も含まれております。

◎株主総会参考書類及び添付書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合  
は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ  
(<https://www.tokyoikeiki.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

#### <株主様へのお願い>

◎株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健  
康状態にご留意いただき、発熱などの症状がある場合はご来場をお控えくださ  
い。

◎ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、株主総  
会へのご出席を見合わせることもご検討ください。

◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本総会の運  
営を変更する場合がございます。インターネット上の当社ホームページ  
(<https://www.tokyoikeiki.jp/>) をご確認くださいませよう、お願い申し  
上げます。

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

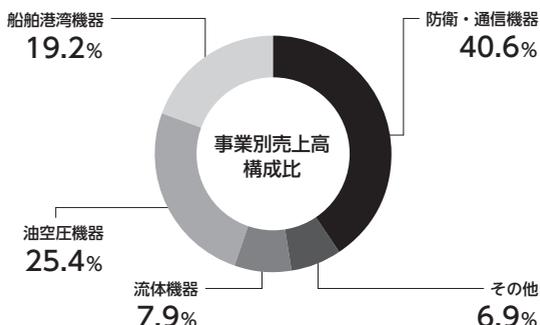
当連結会計年度における我が国経済につきましては、生産・輸出いずれも弱含んで推移する中、第4四半期後半には新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大の影響が表れ始めました。

このような経営環境の下、当社グループは、2019年5月に発表した中期経営方針及び中期事業計画の成長戦略である「事業領域の拡大」、「グローバル化の推進」、「既存事業の継続的強化」に取り組んできました。「事業領域の拡大」につきましては、油空圧機器事業において耐圧防爆電磁切換弁をリリースし、これまで高いシェアを維持してきた一般産業機械市場に加え新たに防爆市場への参入を果たしました。また、防衛・通信機器事業において、新規事業として推進してきました農業機械の自動操舵補助装置が新たな母機メーカーに採用され、農業機械関連の売上は前期比で約3倍に成長しました。「グローバル化の推進」につきましては、油空圧機器事業でアジア地区及びインドでの新たな販売パートナーの確保等による販売力強化を推進しました。「既存事業の継続的強化」につきましては、生産・販売・技術・サービスが一丸となって効率化を追求してまいりました結果、防衛・通信機器事業において、2018年3月期より継続したレーダー警戒装置を始めとする大型量産契約案件等を大きな損失の発生をすることなく予定通り納入し、当期においては当該セグメントとしては過去5年間で最高となる売上高を上げることができました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における業績につきましては、防衛・通信機器事業が大きく増収であったことから、売上高は前期に比べ、749百万円（1.6%）増収の47,440百万円となりました。また、営業利益は製品ミックスの変化により原価率が1.7ポイント悪化したことから565百万円（23.2%）減益の1,875百万円、経常利益は649百万円（24.4%）減益の2,011百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は511百万円（26.4%）減益の1,425百万円となりました。

配当につきましては、安定的な配当を継続して行うことを基本方針とさせていただきます。当期は、1株当たり25円の普通配当を実施いたしたく存じます。

## 事業別受注高・売上高



| 事業セグメント | 受 注 高  |       |       | 売 上 高  |       |       |
|---------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
|         | 金 額    | 構成比   | 前期比増減 | 金 額    | 構成比   | 前期比増減 |
|         | 百万円    | %     | %     | 百万円    | %     | %     |
| 船舶港湾機器  | 8,958  | 21.8  | △ 0.8 | 9,094  | 19.2  | 1.6   |
| 油空圧機器   | 11,327 | 27.5  | △16.2 | 12,050 | 25.4  | △ 7.8 |
| 流体機器    | 3,993  | 9.7   | △ 2.6 | 3,745  | 7.9   | △ 8.7 |
| 防衛・通信機器 | 13,670 | 33.2  | △25.6 | 19,264 | 40.6  | 13.9  |
| そ の 他   | 3,179  | 7.7   | 2.3   | 3,283  | 6.9   | △10.5 |
| 調 整 額   | 3      | 0.0   | 293.8 | 3      | 0.0   | 330.2 |
| 合 計     | 41,130 | 100.0 | △14.6 | 47,440 | 100.0 | 1.6   |

各事業の概況は次のとおりであります。

### 【船舶港湾機器事業】

当事業では、国内市場において新造船向け販売や換装需要が低迷したものの、船舶関連機器の保守サービスの需要が堅調に推移したことに加えて、海外市場ではアジア向け新造船の売上が増加しました。新商品については、内航船市場向けに中型マリンレーダーの後継機種種 BR-2570シリーズ、GPSコンパス TC-300シリーズを市場投入しました。

この結果、当事業全体として売上高は前期比145百万円（1.6%）増収の9,094百万円、営業利益は前期比223百万円（49.0%）減益の233百万円となりました。

### 〔油空圧機器事業〕

当事業では、前期に好調だったプラスチック加工機械市場及び工作機械市場での自動車関連設備の需要減少や国内外で米中貿易摩擦の影響があり売上が減少しました。新商品については、耐圧防爆電磁切換弁DG4VX-5、カートリッジ形サーボ弁CVSVS及びデジタル制御コントローラSV、加速度センサU-CSを市場投入しました。

この結果、当事業全体として売上高は前期比1,014百万円（7.8%）減収の12,050百万円、営業損失は223百万円（前期営業利益118百万円）となりました。

### 〔流体機器事業〕

当事業では、民需市場、海外市場、消火設備市場は堅調に推移したものの、官需市場で前期に導入が進んだ河川防災向けの危機管理型水位計の販売減等により売上が減少しました。

この結果、当事業全体として売上高は前期比356百万円（8.7%）減収の3,745百万円、営業利益は前期比300百万円（35.6%）減益の545百万円となりました。

### 〔防衛・通信機器事業〕

当事業では、官需市場でレーダー警戒装置を始めとする大型量産契約案件等の納入があったことに加え、農業機械関連機器の需要増、放送市場向けの新商品として投入した車載型カメラ防振装置TVACS-V、8Kスーパーハイビジョン伝送ヘリ用アンテナ自動指向装置ADSの販売開始により好調に推移しました。

この結果、当事業全体として売上高は前期比2,355百万円（13.9%）増収の19,264百万円、営業利益は前期比406百万円（77.3%）増益の931百万円となりました。

### 〔その他の事業〕

当事業では、検査機器事業は前年同期並みに推移しましたが、鉄道機器事業で役務工事は堅調だったものの、機器販売で前期にあった海外の大型物件が今期はなかったことから売上が減少しました。

この結果、当事業全体として売上高は前期比384百万円（10.5%）減収の3,283百万円、営業利益は前期比108百万円（18.9%）減益の464百万円となりました。

## 2. 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度の設備投資は、老朽化設備の更新のほか、那須工場の建物改修工事を含め、993百万円と前期に比較して9.9%の減少となりました。所要資金は自己資金を充当しました。

## 3. 対処すべき課題

当社グループの中期経営方針が目指すところは、以下の3つの基本方針に基づく成長戦略により、市場のリーダーとして、SDGs（持続可能な開発目標）で取り上げられている農業自動化への貢献、温室効果ガス削減問題への貢献、防災問題や水資源活用への貢献等の社会的課題の解決にとって欠くことのできない独自の高付加価値商品を創造し続けることで、安全と環境に貢献するとともに、収益を伸ばし、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現することで、ステークホルダーの信頼と期待に応えていくことです。

### ①事業領域の拡大

当社グループは、これまで培ってきた有形・無形の様々な経験と強みを生かしながら、社会的課題の解決に貢献する新商品、新事業を創出しトップに育てる“ニッチトップ”戦略を以って事業領域の持続的な拡大に挑戦していきます。さらに、単独商品での事業展開だけでなく複数商品を束ねることで、市場において強靱で存在感ある事業として展開することを目指します。また、新商品・新事業については、イノベーションが猛スピードで起き技術・商品が短命化している中、商品及びサービスの開発期間の短期化、競争環境の激化、研究開発費の高騰などに対応するため、M&Aやオープン&クローズ戦略も活用していきます。

### ②グローバル化の推進

持続的な成長が期待できる新興国を始めとした海外市場を更に開拓して収益を増大させていきます。そのためには、価格競争力を高め、社会的課題の解決の視点で市場特性に合い差別化した商品を開発・投入するとともに、販売とサービスのネットワークを更に拡充・強化していきます。

### ③既存事業の継続的強化

社会的課題の解決を追求するとともに顧客要望を満足させる革新的課題解決（イノベーション）による高付加価値化の実現と業務の高効率化を徹底することで、現有ニッチトップ事業の維持・拡大に注力するとともに、潤沢なキャッシュ・フローを実現することで、持続可能な成長のための基盤となる収益力を向上していきます。そのために、生産・営業・技術・サービス・スタッフの徹底した高効率化を目的とする全社改善活動を積極的に展開することに加え、IoTを活用したスマートものづくりによる生産効率の改善、多能工化等の付加価値を高める人材育成に取り組んでいきます。

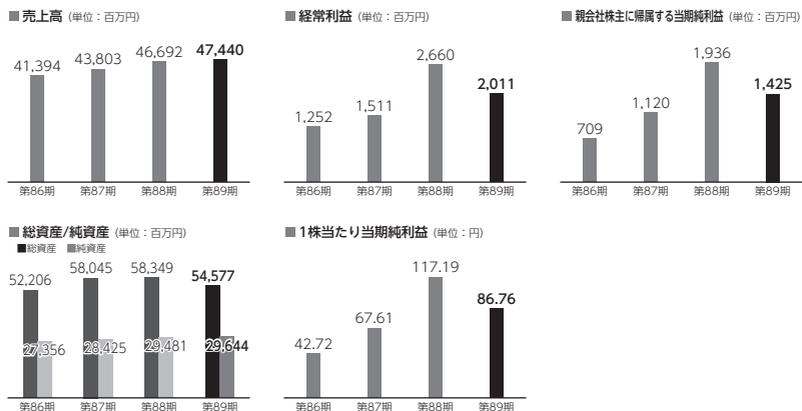
なお、新型コロナウイルス感染症に関しましては、2020年3月に取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、就労環境の変更、不要不急の出張の禁止等により、当社グループ従業員や関連する取引先等の従業員の安全と健康を最優先にした対応を採っております。また、当社グループの生産に必要な素材・部品等の納品業者からの一部納入遅延や、お客様の生産拠点の一時的な休業や納入延期要請等により、現在当社グループの営業活動に短期的な影響が出始めている状況であります。しかしながら、当社グループの業績は例年下期偏重という特徴があり、加えて国内官需市場向けの売上や中長期の受注残が多いこと、また海外売上高比率が低いことにより、外部環境の影響を直接的に受け難い特徴があることも考慮し、2020年5月19日に2021年3月期通期業績予想を開示いたしました。今後開示すべき事項が生じた場合は速やかに開示いたします。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係遮断を目的として毅然とした態度で対応していきます。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

#### 4. 財産及び損益の状況の推移

##### (1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移



| 区 分                   | 2016年度<br>(第86期) | 2017年度<br>(第87期) | 2018年度<br>(第88期) | 2019年度<br>(第89期) |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売上高 (百万円)             | 41,394           | 43,803           | 46,692           | 47,440           |
| 経常利益 (百万円)            | 1,252            | 1,511            | 2,660            | 2,011            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 709              | 1,120            | 1,936            | 1,425            |
| 1株当たり当期純利益(円)         | 42.72            | 67.61            | 117.19           | 86.76            |
| 純資産 (百万円)             | 27,356           | 28,425           | 29,481           | 29,644           |
| 総資産 (百万円)             | 52,206           | 58,045           | 58,349           | 54,577           |

(注) 当社は2017年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施したため、2016年度(第86期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

| 区 分            | 2016年度<br>(第86期) | 2017年度<br>(第87期) | 2018年度<br>(第88期) | 2019年度<br>(第89期) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売上高 (百万円)      | 36,669           | 39,417           | 41,593           | 42,476           |
| 経常利益 (百万円)     | 1,832            | 1,021            | 2,072            | 1,576            |
| 当期純利益 (百万円)    | 1,915            | 850              | 1,647            | 1,227            |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 115.44           | 51.32            | 99.68            | 74.73            |
| 純資産 (百万円)      | 22,562           | 23,133           | 24,009           | 24,436           |
| 総資産 (百万円)      | 45,058           | 51,232           | 51,410           | 47,262           |

(注) 当社は2017年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施したため、2016年度(第86期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## II 企業集団及び会社の概況（2020年3月31日現在）

### 1. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社9社及び関連会社2社で構成され、船舶港湾機器、油空圧機器、流体機器及び防衛・通信機器の製造、販売及び修理を行う各事業並びにその他の事業（検査機器、鉄道機器の製造・販売及び修理等）を主な内容とし、さらに各事業に関連する物流、その他サービス等の事業活動を展開しております。

| 事業セグメント   | 主 要 製 品                             |
|-----------|-------------------------------------|
| 船舶港湾機器    | ジャイロコンパス、オートパイロット、マリンレーダー           |
| 油 空 圧 機 器 | ポンプ、制御弁、油圧ユニット                      |
| 流 体 機 器   | 流量計、レベル計、接岸速度計、防災機器                 |
| 防衛・通信機器   | レーダー警戒装置、加速度計、ヘリコプター中継システム、港湾監視システム |
| そ の 他     | 検査機器、鉄道機器                           |

### 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000 株  
 (2) 発行済株式の総数 17,076,439 株  
 (3) 株主数 7,995 名  
 (4) 大株主の状況

| 株 主 名                     | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------------|---------|---------|
| 東 京 計 器 協 力 会             | 1,086千株 | 6.63%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社      | 1,016   | 6.20    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 821     | 5.01    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社        | 659     | 4.03    |
| 東 京 計 器 取 引 先 持 株 会       | 647     | 3.95    |
| 東 京 計 器 従 業 員 持 株 会       | 535     | 3.27    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 470     | 2.87    |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行           | 466     | 2.85    |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 423     | 2.59    |
| 山 内 正 義                   | 387     | 2.36    |

- 注 1. 信託銀行の所有株式には、信託業務に係る株式が含まれております。  
 2. 当社は、自己株式706,715株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業集団及び当社の従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

| 従業員数   | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 1,660名 | 89名増   |

注 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）を記載しております。

(2) 当社の従業員数

| 従業員数   | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 1,304名 | 71名増   | 43才7月 | 17年5月  |

注 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）を記載しております。

#### 4. 重要な親会社及び子会社の状況

##### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

##### (2) 重要な子会社の状況

| 会社名                                        | 資本金       | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                                     |
|--------------------------------------------|-----------|---------|---------------------------------------------|
| 東京計器アビエーション(株)                             | 20百万円     | 100.0%  | 航空機及び艦艇に関連する機器及び部品の修理並びに販売、電磁波シールドルームの設計・販売 |
| 東京計器パワーシステム(株)                             | 70        | 100.0   | 油圧応用装置の製造及び販売                               |
| 東京計器テクノポート(株)                              | 80        | 100.0   | 建物保守管理業、製品梱包業、保険代理業                         |
| 東京計器インフォメーションシステム(株)                       | 50        | 100.0   | 電子計算機による受託計算、ソフトウェア開発、ファクタリング業              |
| 東京計器レールテクノ(株)                              | 60        | 70.0    | 鉄道用測定機器の製造及び販売、鉄道軌道検測業務の請負                  |
| (株)モコス・ジャパン                                | 32        | 100.0   | 船用無線の通信料金の精算・設備の保守管理                        |
| TOKYO KEIKI U.S.A., INC.                   | 50千米ドル    | 100.0   | 船用・油圧機器及び部品等の販売                             |
| 東逕技器(上海)商貿有限公司                             | 350千米ドル   | 100.0   | 船用機器・部品の販売、販売斡旋及びアフターサービス                   |
| TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD. | 8,750千米ドル | 100.0   | 当社油圧機器の製造                                   |

注 1. TOKYO KEIKI U.S.A., INC.及び東逕技器(上海)商貿有限公司の決算日は12月31日であります。

2. TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD.の決算日は3月31日であります。

##### (3) その他

当社が技術提携を行っている主要な相手先はハネウェル・インターナショナル・インコーポレーテッド(米国)及びイトン・エアロスペース・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー(米国)であります。

5. 主要な借入先の状況

| 借入先         | 借入金残高    |
|-------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行  | 3,726百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 3,179    |
| 株式会社横浜銀行    | 2,578    |
| 株式会社みなと銀行   | 1,247    |
| 農林中央金庫      | 1,225    |

6. 企業集団の主要な営業所、事業所及び工場

(1) 当社

| 名称     | 所在地     | 名称    | 所在地    |
|--------|---------|-------|--------|
| 本社     | 東京都大田区  | 那須工場  | 栃木県那須郡 |
| 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市 | 矢板工場  | 栃木県矢板市 |
| 北関東営業所 | 栃木県佐野市  | 佐野工場  | 栃木県佐野市 |
| 大阪営業所  | 大阪府大阪市  | 田沼事業所 | 栃木県佐野市 |
| 今治営業所  | 愛媛県今治市  | 飯能事業所 | 埼玉県飯能市 |

(2) 子会社

| 会社名                                        | 本社所在地           |
|--------------------------------------------|-----------------|
| 東京計器アビエーション(株)                             | 埼玉県飯能市          |
| 東京計器パワーシステム(株)                             | 東京都大田区          |
| 東京計器テクノポート(株)                              | 東京都大田区          |
| 東京計器インフォメーションシステム(株)                       | 東京都大田区          |
| 東京計器ルールテクノ(株)                              | 東京都大田区          |
| (株)モコス・ジャパン                                | 神奈川県横浜市         |
| TOKYO KEIKI U.S.A., INC.                   | 米国カリフォルニア州      |
| 東涇技器(上海)商貿有限公司                             | 中華人民共和国上海市      |
| TOKYO KEIKI PRECISION TECHNOLOGY CO., LTD. | ベトナム社会主義共和国ダナン市 |

## 7. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

| 氏名     | 地位及び担当                                   | 重要な兼職の状況 |
|--------|------------------------------------------|----------|
| 安藤 毅   | 代表取締役 取締役社長                              |          |
| 山田 秀光  | 代表取締役 専務取締役 執行役員<br>ものづくり革新担当 (品質・技術・生産) |          |
| 上野山 素雄 | 取締役 執行役員<br>コーポレート・コミュニケーション担当 兼財務経理部長   |          |
| 鹿島 孝弘  | 取締役 (常勤監査等委員)                            |          |
| 柳川 南平  | 取締役 (監査等委員)                              |          |
| 中村 敬   | 取締役 (監査等委員)                              |          |

- 注 1. 監査等委員である取締役柳川南平氏及び中村敬氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査等委員である取締役鹿島孝弘氏は、長年経理部門の実務に携わり、財務及び会計に関する十分な知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員である取締役のうち鹿島孝弘氏を、常勤の監査等委員として選定しております。その理由は、監査等委員会の社内からの情報収集を円滑に進めること及び内部監査部門との緊密なやりとりを通じた連携の実効性の確保のため、常勤の監査等委員を選定することが必要と判断しているためであります。
4. 当期中の取締役の異動
- (1) 取締役上野山素雄氏は、2019年6月27日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって就任いたしました。
- (2) 監査等委員である取締役鹿島孝弘氏は、2019年6月27日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって就任いたしました。
- (3) 取締役厚見幸利氏は、任期満了により2019年6月27日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
- (4) 監査等委員である取締役横山宏氏は、辞任により2019年6月27日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
5. 責任限定契約の内容の概要
- 監査等委員である取締役鹿島孝弘氏、柳川南平氏及び中村敬氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

6. 当社は執行役員制度を導入しております。2020年4月1日現在の執行役員（執行役員を兼務している取締役を除きます。）は、次のとおりであります。

| 氏名    | 地位及び担当                                  |
|-------|-----------------------------------------|
| 岡安尚登  | 常務執行役員 技術担当 兼研究開発センタ所長                  |
| 岡嶋洋   | 常務執行役員 通信制御システムカンパニー長                   |
| 種貝良治  | 常務執行役員 電子システムカンパニー長                     |
| 手塚秀利  | 執行役員 油圧制御システムカンパニー長                     |
| 山下浩明  | 執行役員 船用機器システムカンパニー長                     |
| 鵜澤正光  | 執行役員 検査機器システムカンパニー長                     |
| 山田茂樹  | 執行役員 法務・ガバナンス担当 兼法務・ガバナンス室長             |
| 小堀文男  | 執行役員 人事総務部長                             |
| 吉田芳彦  | 執行役員 情報担当 兼営業・サービス担当 兼社長室長              |
| 李超海   | 執行役員 アジア地域事業推進担当 兼東涇涇器（上海）商貿有限公司董事長兼総経理 |
| 鈴木由起彦 | 執行役員 品質担当 兼生産担当 兼資材担当 兼品質統括室長           |
| 楠澄人   | 執行役員 計測機器システムカンパニー長                     |

(2) 取締役の報酬等

|             | 人数 | 報酬等の総額 |
|-------------|----|--------|
| 監査等委員でない取締役 | 4名 | 95百万円  |
| 監査等委員である取締役 | 4名 | 26百万円  |
| 計           | 8名 | 121百万円 |

- 注 1. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）5百万円を支給しております。
2. 報酬等の総額には、社外取締役（監査等委員である取締役2名）に対する報酬額として10百万円が含まれております。
3. 報酬等の総額には、監査等委員でない取締役4名に対する株式取得目的報酬14百万円が含まれております。
4. 報酬等の総額には、業務執行取締役に對する業績連動報酬10百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査等委員である取締役 柳川南平

ア. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会23回のうち23回に出席し、監査の方法その他の事項について、社外取締役及び監査等委員としての客観的見地から、公正な意見の表明を行いました。

② 監査等委員である取締役 中村敬

ア. 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会14回のうち14回、監査等委員会23回のうち22回に出席し、監査の方法その他の事項について、社外取締役及び監査等委員としての客観的見地から、公正な意見の表明を行いました。

## 8. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当社が支払うべき報酬等の額

38百万円

#### ② 新収益認識基準の適用に関する助言業務に対する報酬額

2百万円

#### ③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

40百万円

注 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

注 2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、会計監査人の前事業年度の職務遂行状況及び監査時間の実績について分析・評価を行い、当事業年度の監査計画、監査時間及び報酬見積りなどが適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について妥当と判断し同意いたしました。

注 3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会が監査等委員の全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

また、法令違反により懲戒処分や監督官庁から監査業務停止処分を受ける場合など、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合、もしくは会計監査人の監査品質、独立性等を総合的に勘案し、職務の遂行が適正に実施されることに疑義が生じた場合は、監査等委員会が会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案を決定いたします。

- 備考 1. 本事業報告中の記載数値は、表示してある数値未満の端数を四捨五入しております。
2. 消費税等は税抜方式によっております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部          |               |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>42,695</b> | <b>流 動 負 債</b>   | <b>21,736</b> |
| 現金及び預金          | 7,709         | 支払手形及び買掛金        | 5,800         |
| 受取手形及び売掛金       | 15,262        | 短期借入金            | 11,692        |
| 電子記録債権          | 4,404         | 未払金              | 627           |
| 商品及び製品          | 1,725         | 未払法人税等           | 213           |
| 仕掛品             | 8,037         | 賞与引当金            | 1,123         |
| 原材料及び貯蔵品        | 5,239         | その他              | 2,281         |
| 未収入金            | 81            |                  |               |
| その他             | 240           | <b>固 定 負 債</b>   | <b>3,197</b>  |
| 貸倒引当金           | △ 1           | 長期借入金            | 1,076         |
|                 |               | 役員退職慰労引当金        | 56            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>11,882</b> | 資産除去債務           | 788           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,004</b>  | 退職給付に係る負債        | 1,229         |
| 建物及び構築物         | 2,247         | その他              | 47            |
| 機械装置及び運搬具       | 1,793         |                  |               |
| 工具器具及び備品        | 1,020         | <b>負 債 合 計</b>   | <b>24,933</b> |
| 土地              | 1,873         |                  |               |
| 建設仮勘定           | 71            | <b>純 資 産 の 部</b> |               |
|                 |               | <b>株 主 資 本</b>   | <b>29,065</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>0</b>      | 資本金              | 7,218         |
| その他             | 0             | 資本剰余金            | 14            |
|                 |               | 利益剰余金            | 22,542        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,878</b>  | 自己株式             | △ 708         |
| 投資有価証券          | 2,991         | その他の包括利益累計額      | 112           |
| 繰延税金資産          | 1,197         | その他有価証券評価差額金     | 534           |
| 差入保証金           | 547           | 為替換算調整勘定         | △ 23          |
| その他             | 197           | 退職給付に係る調整累計額     | △ 400         |
| 貸倒引当金           | △ 54          | 非支配株主持分          | 467           |
|                 |               | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>29,644</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>54,577</b> | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>54,577</b> |

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結損益計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位 百万円)

| 科 目                    | 金 額 |               |
|------------------------|-----|---------------|
| 売上高                    |     | 47,440        |
| 売上原価                   |     | 35,876        |
| <b>売上総利益</b>           |     | <b>11,564</b> |
| 販売費及び一般管理費             |     | 9,690         |
| <b>営業利益</b>            |     | <b>1,875</b>  |
| 営業外収益                  |     |               |
| 受取利息                   | 5   |               |
| 受取配当金                  | 94  |               |
| 団体生命保険受取配当金            | 35  |               |
| 設備賃貸料                  | 9   |               |
| 持分法による投資利益             | 29  |               |
| 補助金収入                  | 8   |               |
| その他                    | 82  | 263           |
| 営業外費用                  |     |               |
| 支払利息                   | 71  |               |
| 設備賃貸費用                 | 14  |               |
| 為替差損                   | 19  |               |
| その他                    | 23  | 126           |
| <b>経常利益</b>            |     | <b>2,011</b>  |
| 特別利益                   |     |               |
| 投資有価証券売却益              | 1   | 1             |
| 特別損失                   |     |               |
| 固定資産売却及び除却損            | 5   | 5             |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |     | <b>2,007</b>  |
| 法人税等                   |     |               |
| 法人税、住民税及び事業税           | 508 |               |
| 法人税等調整額                | 43  | 551           |
| <b>当期純利益</b>           |     | <b>1,456</b>  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        |     | 31            |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |     | <b>1,425</b>  |

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位 百万円)

|                      | 株主資本  |       |        |       |        |
|----------------------|-------|-------|--------|-------|--------|
|                      | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式  | 株主資本合計 |
| 当期首残高                | 7,218 | 14    | 21,528 | △ 623 | 28,137 |
| 当期変動額                |       |       |        |       |        |
| 剰余金の配当               | －     | －     | △ 411  | －     | △ 411  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      | －     | －     | 1,425  | －     | 1,425  |
| 自己株式の取得              | －     | －     | －      | △ 85  | △ 85   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | －     | －     | －      | －     | －      |
| 当期変動額合計              | －     | －     | 1,013  | △ 85  | 928    |
| 当期末残高                | 7,218 | 14    | 22,542 | △ 708 | 29,065 |

|                      | その他の包括利益累計額  |          |              |               | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|----------------------|--------------|----------|--------------|---------------|---------|--------|
|                      | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |         |        |
| 当期首残高                | 844          | 19       | 29           | 892           | 452     | 29,481 |
| 当期変動額                |              |          |              |               |         |        |
| 剰余金の配当               | －            | －        | －            | －             | －       | △ 411  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      | －            | －        | －            | －             | －       | 1,425  |
| 自己株式の取得              | －            | －        | －            | －             | －       | △ 85   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | △ 310        | △ 42     | △ 428        | △ 780         | 15      | △ 766  |
| 当期変動額合計              | △ 310        | △ 42     | △ 428        | △ 780         | 15      | 162    |
| 当期末残高                | 534          | △ 23     | △ 400        | 112           | 467     | 29,644 |

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 資産の部            |               | 負債の部            |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目              | 金額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>35,639</b> | <b>流動負債</b>     | <b>20,767</b> |
| 現金及び預金          | 2,880         | 支払手形            | 953           |
| 受取手形            | 1,912         | 買掛金             | 5,741         |
| 電子記録債権          | 4,257         | 短期借入金           | 10,046        |
| 売掛金             | 11,922        | 未払金             | 592           |
| 商品及び製品          | 1,597         | 未払費用            | 1,834         |
| 仕掛品             | 7,505         | 未払法人税等          | 172           |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,912         | 前受金             | 203           |
| 前渡金             | 34            | 預り金             | 238           |
| 前払費用            | 154           | 賞与引当金           | 988           |
| 短期貸付金           | 176           | <b>固定負債</b>     | <b>2,059</b>  |
| 未収入金            | 207           | 長期借入金           | 1,076         |
| その他の金           | 85            | 退職給付引当金         | 152           |
| 貸倒引当金           | △ 1           | 資産除去債務          | 788           |
| <b>固定資産</b>     | <b>11,622</b> | その他の            | 43            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,218</b>  | <b>負債合計</b>     | <b>22,826</b> |
| 建物              | 1,875         | <b>純資産の部</b>    |               |
| 構築物             | 125           | <b>株主資本</b>     | <b>23,912</b> |
| 機械及び装置          | 1,345         | 資本金             | 7,218         |
| 車両運搬具           | 1             | 利益剰余金           | 17,402        |
| 工具器具及び備品        | 930           | 利益準備金           | 496           |
| 土地              | 1,871         | その他利益剰余金        | 16,906        |
| 建設仮勘定           | 71            | 繰越利益剰余金         | 16,906        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>0</b>      | <b>自己株式</b>     | <b>△ 708</b>  |
| その他の            | 0             | <b>評価・換算差額等</b> | <b>524</b>    |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,404</b>  | その他有価証券評価差額金    | 524           |
| 投資有価証券          | 2,122         | <b>純資産合計</b>    | <b>24,436</b> |
| 関係会社株式          | 608           | <b>負債純資産合計</b>  | <b>47,262</b> |
| 関係会社出資金         | 882           |                 |               |
| 長期貸付金           | 343           |                 |               |
| 長期前払費用          | 99            |                 |               |
| 差入保証金           | 532           |                 |               |
| 繰延税金資産          | 816           |                 |               |
| その他の            | 42            |                 |               |
| 貸倒引当金           | △ 39          |                 |               |
| <b>資産合計</b>     | <b>47,262</b> |                 |               |

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 損益計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位 百万円)

| 科 目          | 金 額 |        |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 42,476 |
| 売上原価         |     | 33,074 |
| 売上総利益        |     | 9,402  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 8,399  |
| 営業利益         |     | 1,004  |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息         | 9   |        |
| 受取配当金        | 349 |        |
| 設備賃料         | 331 |        |
| その他の         | 144 | 833    |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 91  |        |
| 設備賃料費用       | 137 |        |
| 為替差損         | 12  |        |
| その他の         | 20  | 260    |
| 経常利益         |     | 1,576  |
| 特別利益         |     |        |
| 投資有価証券売却益    | 1   | 1      |
| 特別損失         |     |        |
| 固定資産売却及び除却損  | 5   | 5      |
| 税引前当期純利益     |     | 1,572  |
| 法人税等         |     |        |
| 法人税、住民税及び事業税 | 303 |        |
| 法人税等調整額      | 42  | 345    |
| 当期純利益        |     | 1,227  |

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位 百万円)

|                          | 株主資本  |       |                     |             |       |        |
|--------------------------|-------|-------|---------------------|-------------|-------|--------|
|                          | 資本金   | 利益剰余金 |                     |             | 自己株式  | 株主資本合計 |
|                          |       | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |       |        |
| 当期首残高                    | 7,218 | 455   | 16,131              | 16,587      | △ 623 | 23,181 |
| 当期変動額                    |       |       |                     |             |       |        |
| 利益準備金の積立                 | —     | 41    | △ 41                | —           | —     | —      |
| 剰余金の配当                   | —     | —     | △ 411               | △ 411       | —     | △ 411  |
| 当期純利益                    | —     | —     | 1,227               | 1,227       | —     | 1,227  |
| 自己株式の取得                  | —     | —     | —                   | —           | △ 85  | △ 85   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | —     | —     | —                   | —           | —     | —      |
| 当期変動額合計                  | —     | 41    | 775                 | 816         | △ 85  | 730    |
| 当期末残高                    | 7,218 | 496   | 16,906              | 17,402      | △ 708 | 23,912 |

|                          | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計  |
|--------------------------|------------------|----------------|--------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額<br>等合計 |        |
| 当期首残高                    | 828              | 828            | 24,009 |
| 当期変動額                    |                  |                |        |
| 利益準備金の積立                 | —                | —              | —      |
| 剰余金の配当                   | —                | —              | △ 411  |
| 当期純利益                    | —                | —              | 1,227  |
| 自己株式の取得                  | —                | —              | △ 85   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | △ 304            | △ 304          | △ 304  |
| 当期変動額合計                  | △ 304            | △ 304          | 426    |
| 当期末残高                    | 524              | 524            | 24,436 |

注 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

東京計器株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

|                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 藤本 貴子 <sup>①</sup> |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 柴田 勝啓 <sup>②</sup> |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京計器株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生す

る可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

東京計器株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 本 貴 子 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴 田 勝 啓 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京計器株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可

能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、法務・ガバナンス室及び内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等及び会計監査人から受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。  
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

東京計器株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 鹿島 孝弘<sup>㊟</sup>

監査等委員 柳川 南平<sup>㊟</sup>

監査等委員 中村 敬<sup>㊟</sup>

(注) 監査等委員柳川南平及び中村敬は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 第89期剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化とのバランスを図りながら安定的な配当を継続して行く基本方針に基づき、以下のとおり実施いたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額409,243,100円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

### 1. 変更の理由

当社は、2016年6月29日の監査等委員会設置会社への移行に伴い、経営の監督機能と業務執行機能を分離し職務責任を明確化するとともに、業務執行の機動性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、取締役会の適切な監督のもとで、経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化並びに経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する体制の構築に取り組んでおります。

今般、執行役員の位置付けを明確化するとともに、ガバナンス及び経営体制の機動的な構築を行えるよう執行役員からも業務執行の最高責任者である社長を選任できる旨を新設するものであります。また、これに伴い、上記新設及び変更に応じた所要の変更及び条数の変更をいたします。

本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

| 現 行 定 款                                                                                                                 | 修 正 事 項                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第13条 (条文省略)                                                                                                         | 第1条～第13条 (現行どおり)                                                                                                           |
| <p>第14条 (招集権者)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。取締役社長に事故のあるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</p>  | <p>第14条 (招集権者)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によりあらかじめ定めた取締役が招集する。当該取締役に事故のあるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</p> |
| 第15条～第17条 (条文省略)                                                                                                        | 第15条～第17条 (現行どおり)                                                                                                          |
| <p>第18条 (総会の議長)</p> <p>1. <u>総会の議長は取締役社長がこれに任ずる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故のあるときは取締役会のあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに任ずる。</u></p> | <p>第18条 (総会の議長)</p> <p>総会の議長は、<u>取締役会の決議によりあらかじめ定めた取締役がこれに任ずる。</u>当該取締役に事故のあるときは取締役会のあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに任ずる。</p>        |
| 第19条 (条文省略)                                                                                                             | 第19条 (現行どおり)                                                                                                               |
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>                                                                        | <p style="text-align: center;">第4章 <u>取締役、執行役員及び取締役会</u></p>                                                               |
| <p>第20条～第24条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>                                                         | <p>第20条～第24条 (現行どおり)</p> <p>第25条 (<u>執行役員</u>)</p> <p><u>取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u></p>                |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 修 正 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第25条（代表取締役及び取締役社長）<br/>取締役会の決議により監査等委員でない取締役中から代表取締役若干名を選定しかつ代表取締役中から取締役社長1名を定める。</p> <p>第26条（条文省略）</p> <p>第27条（代表取締役の業務執行）<br/>代表取締役は法令、定款並びに取締役会の決議に従い会社の業務を執行し会社を代表する。取締役社長は会社の業務を統轄し取締役会に対して業務の報告をなすものとする。取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が代理する。</p> <p>第28条～第47条（条文省略）</p> <p>第48条（報酬等）<br/>会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第49条～第51条（条文省略）</p> | <p>第26条（代表取締役及び社長）<br/>1. <u>取締役会の決議により監査等委員でない取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u><br/>2. <u>取締役会の決議により代表取締役又は執行役員の中から社長1名を選定する。</u></p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p>第28条（会社の業務執行）<br/>代表取締役は法令、定款並びに取締役会の決議に従い会社の業務を執行し会社を代表する。社長は会社の業務を統轄し取締役会に対して業務の報告をなすものとする。<u>代表取締役に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が代理し、社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役又は執行役員が代理する。</u></p> <p>第29条～第48条（現行どおり）</p> <p>第49条（報酬等）<br/>会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が</u>監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第50条～第52条（現行どおり）</p> |

### 第3号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

当社の監査等委員でない取締役全員（3名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会の監査等委員でない取締役選任についての意見の概要は以下のとおりであります。

「監査等委員会において「指名・報酬委員会」に出席した監査等委員である社外取締役の意見も踏まえ、会社が定める選任方針及び各候補者に関する見識、業務執行状況等について検討を行った結果、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。」

監査等委員でない取締役の候補者は次のとおりであります。

<候補者一覧>

| 候補者番号 | 氏名                      | 地位                     | 担当                                | 取締役在任年数 | 取締役会／出席回数         |
|-------|-------------------------|------------------------|-----------------------------------|---------|-------------------|
| 1 再任  | あん どう つよし<br>安 藤 毅      | 代表取締役<br>取締役社長         |                                   | 12年     | 100%<br>(14回／14回) |
| 2 再任  | やま だ ひで みつ<br>山 田 秀 光   | 代表取締役<br>専務取締役<br>執行役員 | ものづくり革新担当<br>(品質・技術・生産)           | 16年     | 100%<br>(14回／14回) |
| 3 再任  | うえ の やま もと お<br>上野山 素 雄 | 取締役<br>執行役員            | コーポレート・コミュニ<br>ケーション担当<br>兼財務経理部長 | 1年      | 100%<br>(10回／10回) |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                               | 氏 名<br>(生 年 月 日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                       | あん どう つよし<br>安 藤 毅<br>(1956年6月2日生)<br>再任     | 1981年 5月 当社入社<br>2002年 6月 (株)トキメック自動建機取締役社長<br>2006年 7月 当社社長室担当部長<br>2008年 4月 同CSR推進担当兼社長室長<br>2008年 4月 同情報担当<br>2008年 6月 同取締役執行役員就任<br>2014年 6月 同カンパニー制推進担当委嘱<br>2016年 6月 同営業・サービス担当委嘱<br>2017年 6月 同常務取締役就任<br>2018年 6月 同代表取締役就任 (現)<br>2018年 6月 同取締役社長就任 (現)                                                                                                             | 23,478株        |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/> 安藤毅氏は、2008年から取締役としてカンパニー制推進担当、営業・サービス担当、CSR推進担当及び社長室長を担当する等、豊富な業務経験と幅広い見識を有し、2018年6月からは取締役社長として、コーポレートガバナンスの強化や更なる業務効率の改善に努めております。持続的成長による当社企業価値向上のために、経営の執行と監督に相応しい人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                |
| 2                                                                                                                                                                                                                                       | やま だ ひで みつ<br>山 田 秀 光<br>(1952年8月31日生)<br>再任 | 1977年 4月 当社入社<br>1995年 4月 同マリンシステム事業部技術部長<br>2000年 3月 同制御システム事業部技術部長<br>2004年 4月 同第1 制御事業部長<br>2004年 6月 同取締役就任<br>2004年 6月 同執行役員就任 (現)<br>2013年 4月 同船用機器事業担当兼計測機器事業担当委嘱<br>2013年 6月 同常務取締役就任<br>2013年 6月 同品質管理担当委嘱<br>2014年 6月 同代表取締役就任 (現)<br>2015年 6月 同生産担当委嘱<br>2016年 6月 同ものづくり革新推進担当 (品質・技術・生産担当) 委嘱<br>2017年 6月 同専務取締役就任 (現)<br>2018年 6月 同ものづくり革新担当 (品質・技術・生産) 委嘱 (現) | 25,716株        |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/> 山田秀光氏は、取締役として船用機器事業や計測機器事業の経営に携わり、技術・生産・品質の分野で豊富な経験と高い見識を有し、経営だけでなくものづくり革新に対しても適切な監督を行っております。持続的な企業価値向上の実現のために相応しい人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>                                                   |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                            | <p>うえの やま もと お<br/>上野山 素 雄<br/>(1967年2月3日生)</p> <p>再任</p> | <p>1989年4月 ㈱太陽神戸銀行入行<br/>2013年4月 ㈱三井住友銀行経営企画部付部長<br/>2014年4月 同柏法人営業部長<br/>2016年4月 同神田法人営業第二部長<br/>2019年4月 当社財務経理部財務部長<br/>2019年6月 同執行役員就任(現)<br/>2019年6月 同取締役就任(現)<br/>2019年6月 同資材担当委嘱<br/>2019年6月 同財務経理部長委嘱(現)<br/>2020年4月 同コーポレート・コミュニケーション担当委嘱(現)</p> | 2,445株         |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>上野山素雄氏は、財務経理部の部門長として、取締役会でも積極的な発言で経営に対する監督を適切に行っております。また、資材部門の担当として当社の資材取引先の管理について高い見識から監督を行ってまいりました。本年4月からはコーポレート・コミュニケーション担当として当社のIR部門の充実に尽力しております。持続的な企業価値向上の実現のために相応しい人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                          |                |

注 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

当社の監査等委員である取締役のうち柳川南平氏及び中村敬氏が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 柳川南平<br>(昭和31年3月21日生)<br>再任 | 1978年4月 同和火災海上保険(株) (現あいおいニッセイ同和損害保険(株)) 入社<br>2002年4月 同火災新種保険部長<br>2007年4月 同執行役員火災新種保険部長<br>2011年6月 同常務執行役員商品本部長<br>2013年4月 同取締役専務執行役員就任<br>2015年4月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)取締役専務執行役員就任<br>2018年6月 当社監査等委員である取締役就任(現) | 0株             |
| <p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b><br/>柳川南平氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を遂行できると判断した理由は、同氏は、長きにわたり金融機関において取締役及び執行役員として経営に携わってこられており、その経歴を通じて培った幅広い視野と豊かな経験を有していることから、監査等委員としての適切な経営監査及び社外取締役としての適切な経営の監督を期待したためであります。なお、同氏は現在当社の監査等委員である取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p> |                             |                                                                                                                                                                                                                            |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | なかむら たかし<br>中村 敬<br>(昭和31年6月15日生)<br><b>再任</b> | 1980年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行<br>2002年3月 同システム部システム企画室主任調査役<br>2005年6月 東京三菱インフォメーションテクノロジー(株)(現三菱UFJインフォメーションテクノロジー(株)) 取締役社長就任<br>2006年1月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) システム部システム人事室長<br>2009年7月 同システム部副部長(特命担当)<br>2014年6月 エム・ユー・ビジネス・エンジニアリング(株)取締役社長就任<br>2018年6月 当社監査等委員である取締役就任(現) | 0株         |
| <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>中村敬氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を遂行できると判断した理由は、同氏は、金融機関においてシステム部門を含む多くの部門に携わった経験があり、かつ東京三菱インフォメーションテクノロジー株式会社の取締役社長やエム・ユー・ビジネス・エンジニアリング株式会社の代表取締役を務めており、その経歴を通じて培った幅広い視野と豊かな経験を有していることから、監査等委員としての適切な経営監査及び社外取締役としての適切な経営の監督を期待したためであります。なお、同氏は現在当社の監査等委員である取締役であり、在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p> |                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |

- 注 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 柳川南平氏及び中村敬氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員候補者であります。
3. 当社は、柳川南平氏及び中村敬氏との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金500万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬制度の改定の件

当社の監査等委員でない取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第85回定時株主総会において、監査等委員でない取締役全員に支給する固定報酬型の基本報酬額「月額1,600万円以内」（役員持株会における当社株式の購入資金のためにのみ使用することができる報酬（以下、「株式取得目的報酬」という。）を含み、当該株式取得目的報酬は業務執行取締役のみを対象。）及び業務執行取締役に支給する業績連動報酬額「年額1,000万円以内」（連結の“親会社株主に帰属する当期純利益”の1%又は1,000万円の低い方の額を限度に賞与として付与する。）の合計額として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の監査等委員でない取締役（業務執行取締役のみを対象とする。以下、「対象取締役」という。）が、従来以上に株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をさらに高めるため、株式取得目的報酬に代わる報酬として、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の固定報酬型の基本報酬額及び業績連動報酬額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額3,000万円以内として新たに設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本議案が承認可決されることを条件に上記株式取得目的報酬の額の定めを廃止することといたします。

なお、本報酬額改定については、監査等委員会の同意を得ております。

また、現在の監査等委員でない取締役の員数は3名であり、第3号議案「監査等委員でない取締役3名選任の件」が原案のとおりご承認された場合でも同様となります。

## 記

## 対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

## 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数70,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

## (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前

贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役及び、執行役員 of いずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員 of いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、譲渡制限期間が満了した時点まで継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあった場合は、当該満了時点において保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除しないものとする。

また、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、執行役員 of いずれかの地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、

「組織再編等承認時」という。)であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び当社子会社の取締役に對し、割り当てる予定です。

以 上

# 《MEMO》

# 《MEMO》

